

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
【住所又は本店所在地】	東京都渋谷区広尾5丁目14番2号 NIKKIビル5階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和6年9月30日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	クオインタムソリューションズ株式会社
証券コード	2338
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

## 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者) / 1】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ティン ヤン チュン リミテッド (Ting Yan Chun Limited)
住所又は本店所在地	香港 灣仔 グロスターロード 108 エヴァブライツセンター 7階 701-2号室 (FLAT/RM 701-2 07/F Everbright Centre, 108 Gloucester Road, Wan Chai, Hong Kong)
事務上の連絡先及び担当者名	金子総合会計事務所 代表公認会計士・税理士 金子 哲也
電話番号	03-5793-1501

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	令和6年1月31日
訂正箇所	令和6年2月16日に提出した大量保有報告書に誤りがありましたので、取り下げいたします。